

事 務 連 絡
令和2年6月19日

一般社団法人 全国介護事業者連盟 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について
（令和2年度第2次補正予算）

平素より大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、皆様におかれましては感染症防止のための取組にご尽力いただき、サービスの提供を継続いただいていることにつきまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度2次補正予算において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」を創設し、全ての介護サービス事業所及び施設等に対して、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援を導入いたしました。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給することとしています。

本日、本事業の実施主体である都道府県あてに実施要綱を発出しましたので、貴会にも情報提供いたします。

詳細については、実施要綱をご確認いただき、貴会におかれましては、会員各位に対し、本事業の対象となっている事業所等に対してご活用いただけるよう周知をお願い申し上げます。

【別添】

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」及び事業概要

老発0619第1号
令和2年6月19日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱

1 事業の目的

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠なものである。

今後は、介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

このため、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援を導入する。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

さらに、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を導入する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う。

① 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業【事業者支援】

ア 支援対象サービス

- ・ 全ての介護サービス事業所（訪問系サービス事業所（※1）、通所系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、及び多機能型サービス事業所（※4）をいう。以下同じ。）及び介護施設等（※5）
- ・ なお、利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない

※1 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

※2 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

※3 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

※4 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

※5 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

（以下、※1～5を総称して「介護サービス事業所・施設等」という。）

イ 支援対象者

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

ウ 支援対象経費

以下のようなかかり増し経費について支援を行う。

（例）

- a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- b 外部専門家等による研修実施
- c （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等
- d 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
- e 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- f 消毒費用・清掃費用
- g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- i 自動車の購入又はリース費用
- j 自転車の購入又はリース費用
- k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）
- l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- n 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合）
- o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

エ 支援額

別添のとおり

② 都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業【都道府県支援】

i 今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄等

新型コロナウイルス感染症について、今後、感染者が発生した場合に機動的に対応できるよう、都道府県において、消毒液・マスク等を備蓄・管理するとともに、都道府県の判断により、介護サービス事業所・施設等、生活支援ハウス、福祉用具販売事業所に配布できる体制を構築する。

ア 事業内容

都道府県において、今後に備えて、消毒液、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等を購入し、備蓄・管理するとともに、都道府県の判断により、介護サービス事業所・施設等、生活支援ハウス、福祉用具販売事業所に配布を行う。

なお、当該事業の実施に支障がない範囲であれば、新型コロナウイルス感染症対策に資するため災害時等において、一時的に備蓄しているマスク等を融通することは可能とする。

イ 支援対象経費

今後に備えて消毒液、マスク等を備蓄・管理・配布するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費（通信運搬費、手数料）、賃借料又は委託料

ウ 支援額

別添に記載する上限の範囲内で支援する。なお、当該上限額によりがたい場合には別途厚生労働大臣が認める額による助成を可能とする。

ii 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等

介護サービス事業所・施設等において感染者が発生した場合、利用者は原則入院となるが、濃厚接触者である職員は自宅待機となり、職員の不足が生じる場合があることや、濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行うことが望ましく、感染症対策の観点からも職員の確保は重要である。このため、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築することや、介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を行うことを可能とする観点から助成を行う。

ア 事業内容

介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、当該事業所・施設等や当該事業所・施設等の運営主体のみでの対応が困難になることも想定されることから、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

イ 支援対象経費

平時からの連携・調整及び、緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な委託費

ウ 支援額

900 万円とする（委託団体数は問わない。）。

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

ア 支援対象者

(ア) 慰労金の給付対象となる職員は、(Ⅰ) 及び (Ⅱ) に該当する者とする。

(Ⅰ) (1) ①アの介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

(Ⅱ) 次のいずれにも該当する職員

① 介護サービス事業所・施設等で通算して 10 日以上勤務した者

※ 「10 日以上勤務」とは、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が、始期より令和 2 年 6 月 30 日までの間に延べ 10 日間以上あることとする。

※ 「始期」は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者 1 例目発生日又は受入日のいずれか早い日(新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。)とし、第 1 例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第 1 例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。

※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。)

(イ) 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1 人につき 1 回に限る。

イ 支援額

① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

- ・ (訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを 1 度でも提供した職員 1 人 20 万円を給付

(その他の介護事業所・施設) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該事業所・施設で勤務した職員 1人 20万円を給付

※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

- ・ それ以外の職員 1人 5万円を給付

- ② ①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 1人 5万円を給付

ウ その他留意事項

今回の慰労金は、所得税法(昭和40年法第33号)の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和2年法第27号)に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行う。

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業【事業者支援】

ア 支援対象サービス

訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所(以下(3)①、②において「在宅サービス事業所」という。)

イ 支援対象者

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所であり、具体的には以下のとおり。

在宅サービス事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員
〔居宅介護支援事業所を除く〕と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合

居宅介護支援事業所:在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望

を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じケアプラン修正)を行った場合

※1「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用
者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者
(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサ
ービスを1回も利用していない利用者(ただし、利用終了者を除く))

※2「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行って
いること

※3「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと

※4「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

注 実際にサービス再開につながったか否かは問わない

ウ 支援額

別添のとおり

② 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業【事業者支援】

ア 支援対象サービス

在宅サービス事業所

イ 支援対象者

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業
所

ウ 支援対象経費

「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会
話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に
要する以下のようなものの購入費用等

(例)

a 長机

b 飛沫防止パネル

c 換気設備

d (電動)自転車(リース費用含む)

e タブレット等のICT機器(リース費用含む)(通信費用を除く)

f 感染防止のための内装改修費

エ 支援額

別添のとおり

(4) 都道府県の事務費支援事業

都道府県の、(1) から (3) の事業の実施及び指導監督等に必要な経費について支援を行う。

4 その他留意事項

(1) 助成の申請手続

- ① 経費の助成を受けようとする介護サービス事業所・施設等の事業者は、当該事業所・施設等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。
- ② 複数の介護サービス事業所・施設等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する事業所・施設等について、一括して申請することができる。

(2) 都道府県の事務

都道府県知事は、介護サービス事業者からの申請に基づき、助成の対象となる介護サービス事業所・施設等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

(3) 経費の算定

- ・ 実施に要する経費（支援事業費及び事務費）については、別に定めるところにより、予算の範囲内で国が補助（補助率 10/10）
- ・ 介護サービス事業所・施設等は 3 の (1) ①、(2) 及び (3) ①・②のいずれの助成も受けることができる。
- ・ 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

助成対象		(1) ① 感染症対策を徹底した上で、介護サービス提供支援事業 令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供支援事業（1～28）（※2） から増加し経費が発生した介護サービス事業所、施設等（1～28）（※2）
事業所・施設等の種別（※1）		
通所系	1 通常規模型	892
	2 通所介護事業所	1,137
	3 大規模型（Ⅰ）	1,480
	4 地域密着型通所介護事業所（継続通所介護事業所を含む）	384
	5 認知症対応型通所介護事業所	375
	6 認知症対応型通所介護事業所	939
	7 通所介護サービス事業所	1,181
	8 大規模型（Ⅱ）	1,885
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44
	10 訪問介護事業所	534
	11 訪問介護介護事業所	564
	12 訪問看護事業所	518
	13 訪問介護サービス事業所	227
	14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508
	15 夜間対応型訪問介護事業所	204
	16 居宅介護支援事業所	148
訪問系	17 居宅介護支援事業所	148
	18 在宅療養支援指導事業所	33
	19 小規模多機能型居宅介護事業所	475
	20 小規模多機能型居宅介護事業所	638
	21 介護老人福祉施設	38
	22 地域密着型介護老人福祉施設	40
	23 介護老人保健施設	38
	24 介護医療院	48
入所施設・ 居住系	25 介護療養型医療施設	43
	26 認知症対応型共同生活介護事業所	36
	27 介護老人ホーム、介護老人ホーム、介護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（要介護3人以上）	37
	28 介護老人ホーム、介護老人ホーム、介護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（要介護3人以上）	35
対象経費（※3）		a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c 研修受講等に要する旅費・宿泊費、受給費用等 d 感染症発生時対応・衛生用品補充等に要する多機能型簡易居室の設置等 e 感染症防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・消臭費用 g 感染防止のための職員のため発生する追加的人体費 h 感染防止のための職員等、派遣職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等の機器の購入又はリース費用（通信費用は除く） l 善後と異なる場所でのサービスを実施する際の、燃料・物品の使用料 m 善後と異なる場所でのサービスを実施する際の交通費、利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合） o 医療機関や依頼所等とのガラスターミネーション等の情報共有のための通信運搬費
助成額		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の算出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるとする。 ・若し、事業所・施設ごとに算出額が異なる場合は、(1)①と(2)②の両方を助成することとする。 ・1事業所・施設に(1)①と(2)②の両方を助成することとする。

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定を受けている者であり、また

・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断することとする。

※2 利用等又は職員に感染症が発生しているか否かは問わない。

※3 かなり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事業を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

(1) ② i 今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄

	全国計	上限額（千円）
1 北海道	17,242,235	804,231
2 青森県	202,342	196,884
3 岩手県	308,923	174,693
4 宮城県	281,378	407,688
5 秋田県	269,909	278,810
6 山形県	939,595	827,338
7 福島県	1,523,363	1,119,394
8 茨城県	348,219	162,780
9 栃木県	161,735	112,768
10 群馬県	120,858	315,829
11 埼玉県	292,027	527,756
12 千葉県	909,863	256,833
13 東京都	177,950	358,260
14 神奈川県	1,155,007	761,160
15 新潟県	202,409	149,921
16 富山県	85,818	111,304
17 石川県	274,892	396,709
18 福井県	225,573	117,883
19 岐阜県	146,389	214,303
20 長野県	119,098	679,042
21 山梨県	118,827	210,707
22 東京都	263,584	180,808
23 静岡県	168,793	249,136
24 愛知県	157,351	
25 岐阜県		
26 静岡県		
27 愛知県		
28 三重県		
29 滋賀県		
30 京都府		
31 大阪府		
32 兵庫県		
33 奈良県		
34 和歌山県		
35 鳥取県		
36 島根県		
37 徳島県		
38 愛媛県		
39 高知県		
40 福岡県		
41 佐賀県		
42 長崎県		
43 熊本県		
44 大分県		
45 宮崎県		
46 鹿児島県		
47 沖縄県		

(1) ② ii 緊急時の応援に係るコーデイネート機能の確保等

各都道府県	上限額（千円）
	9,000

- 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。
 今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
- そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
 （感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用）
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用【都道府県支援】

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金（20万円）を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金（5万円）を支給

3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援（アセスメント、ニーズ調査、調整等）等

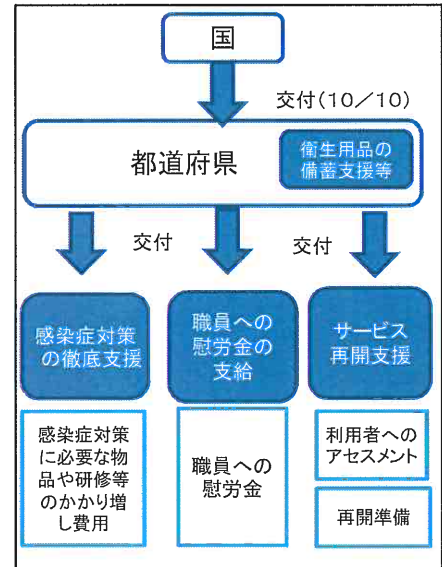
4. 都道府県の事務費

補助額等

実施主体：都道府県
補助率：国 10/10



事業の流れ



1

介護・障害分野の慰労金について

事業内容

利用者と接する職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。

	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	

(給付額)

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員(※)

- ※ 対象期間(※※)に10日以上勤務した者であること
- ※一日当たりの勤務時間は問わない
- ※複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

(通所・施設系)

感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
(訪問系)
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
※いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員(※)

5万円

(※※) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(★)のいずれか早い日(岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間

★ チャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

2